

6月10日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和4年6月10日（金）午前8時57分～午後0時08分 第1委員会室
- 出席議員 野田秀樹、井川敦雄、河本文哉、養原美百合、秋山修、前田栄治
津川俊仁
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 なし
- 執行部職員等 清水産業振興課長、松本観光交流課長、手嶋地域整備課長、杉本環境エネルギー課長、中原農業委員会事務局長、小澤福祉課長、吉岡健康推進課長、松井上下水道室主任
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 : (8:57)

○井川副委員長

皆さん、おはようございます。開会時間前でございますけども、皆さんおそろいでございますので、ただいまより、民生経済常任委員会、開会させていただきます。開会に当たりまして、委員長が御挨拶を申し上げます。

2 委員長あいさつ

○野田委員長

おはようございます。町内の田んぼも大方田植が終わりまして、そろそろ梅雨がやってくるかなと思っております。昨年の7月7日、8日の線状降水帯で、かなり町内でも被害が出ました。今年はそういったことがないように願っております。

3 所管事項について

(1) 福祉課・健康推進課

○野田委員長

それでは、始めたいと思います。福祉課、健康推進課の全体を通して、質問なり御意見がある方は、質問はどれの何ページということをおっしゃってください。前田委員。

○前田委員

補正予算書の16ページですけども、3目感染症予防費というところで、職員手当、管理職員特別勤務手当っていうのが、忙しいのは分かるんですけど、結構高額なものですから、ちょっとそこのところの理由を教えてください。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

管理職員特別勤務手当っていうのは、例えば災害とかで、総務課長だとか地域整備課長だとかが特に出るんですけども、そういったときに、3時間以上だったでしょうか、勤務の命令を出すときに、幾らということによって定めて支払われるものです。今回計上して

おりますのは、ワクチン接種を全庁体制で取り組んでおるものですから、通常の職員もそうすけども、一般の職員だけでは勤務がちょっと過多になるもんですから、管理職のほうも出勤を依頼して業務をしてもらうということで、国庫補助対象になるということで、計上いたしたものでございます。

○前田委員

分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。（発言する者あり）吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

すみません、土日の勤務分です。

○野田委員長

そのほかございませんか。井川委員。

○井川副委員長

私も先ほどの感染症等予防費の12節委託料の関係なんですけども、これいわゆる4回目のワクチン接種の経費、委託費というふうにも聞きましたけども、今回予算を組まれたのは、いわゆる60歳以上から、基礎疾患のある方を対象にした経費というふうに見といていいでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

はい、そのとおりです。対象者としては、約7,000人程度を見込んでおりますけども、その分の接種にかかる委託料でございます。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

それとその関連なんですけども、前回のときに、ファイザーとモデルナがありまして、廃棄した分が幾らかあったというので、今回の接種の会社の内訳っていいですか、どの程度ぐらいファイザーとモデルナっていうのはありますでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

今回は、モデルナのほうがたくさん来るようには聞いております。ただ一応、北栄町の場合は医院がない関係で、その分ファイザーワクチンを集団接種に使用できるということがありますので、6対4でモデルナが多い感じですけども、集団接種では若干それが逆転するようにファイザーが多いような感じに今のところはなる予定でございます。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

せっかくの薬ですので、廃棄とかないような格好で接種をお願いしたいということと、よく今話を聞きますと、4回目までわざわざ打つ必要ないというような声をちょこちょこ聞いております。これに対して、例えば行政から住民さんへの周知は、どういうふうな格好で、できるだけ皆さんが打たれたほうがいいのかもしれませんけど、やはり4回目まではというふうなことを言われる方がおられますので、その点どういうふうな格好で周知なり、接種のほうをされていく予定なのかっていうこともできれば教えていただければと思います。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

まず、ワクチン接種の破棄ですけれども、モデルナのワクチンが破棄になったわけですが、これはファイザーとモデルナと比べたときの、モデルナの不人気は1つあります。あと、国から送ってくるワクチンの有効期限が、通常9か月あるということをお聞きしてるんですけども、実際3月の中旬に来たものであっても、もう5月末までしか期限がないものがどんどん入ってきてました。そういったものも継続して受け入れざるを得なかったということで、こういったことが恐らく全国に起こったんだろうと思うんです。3月に入ってきたものが9か月の期限があるものであれば、当然9月いっぱいが一応接種の期間になってますから、それまで使えるわけでしたけども、国のワクチンの確保の問題もあると思うんですけども、そういったことで若干、国のワクチンの供給体制がどうだったかなというふうな思いはあります。確かに、モデルナワクチンの接種控えということはあったらと思うんです。

お尋ねの4回目接種については、既に発送をして、それから来月に接種予定の方については、一応来週中には発送できるように今日ぐらいですか、郵便局に届けるようにしております。4回目接種については、まず、60歳以上の方ということで、この60歳以上の方については、重症化リスクが極めて高いということが言われています。重症化リスクが今までのエビデンス、結果から言って、大体6週間は続くと。ところが、59歳以下の方については、そういう効果的なものが比較的少ない、60歳以上の方よりは比べたら少ないということです。今回は接種の対象にはなっていない。ただ、基礎疾患がある方については、対象になっているということでもあります。今申し上げたとおり、なかなかちょっと分かりづらいことはあると思いますので、当然、町報だとか全戸配布等の機会を捉えて、啓発はしてまいりたいというふうに思います。

○野田委員長

よろしいですか。

○井川副委員長

いいです。

○野田委員長

そのほかございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

同じく感染症等予防費、17ページの上、13節使用料及び賃借料の事務機器使用料、これディープフリーザーということをお聞きしましたが、それで合ってますかね。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

これは、ディープフリーザーを管理する無停電装置の賃借料です。例えば庁舎とかに置いておけばいいと思うんですけども、薬品管理ということで、厚生労働省のほうから薬品を管理するところとワクチン接種をするところが違う場合には届けが要るだとか、何かいろいろと難しかったり、あるいは町のほうで電源の確保が難しいということで、やむを得ずディープフリーザーを接種会場に配置しているわけです。当然、自家発電機がありませんので、どうしようかということになったときに、以前、お認めいただいた予算で、停電になったら警備会社に自動的に通報が行って、警備会社から我々職員のほうに順番に連絡が来て、その職員が出動して、発電機を動作させて、停電の対応をするということを考えておまして、そういうふうにしております。この間の4月に発電機

の運転を1日やってみようということでやってみたんですけども、不良が起きましたので、これは実際にあったときに困るぞということで、無停電装置が当初はかなり高額であったり、入手が困難であったものが、金額的に高いか安いかということはあるんですけども、比較的安価になってきておりますし、確保ができるということで、無停電装置を導入して、でも、一旦は無停電装置があるといいながら、無停電装置は2時間とかぐらいしかもちませんので、職員が出てこないといけませんけども、そういった対応をするように、今回賃借料として計上させていただいたということです。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

私も役場だったら自家発電装置があるのになと思ったもので、お聞きしたんですけども、今後、5回目があるかどうか分からないんですけど、コロナウイルスのワクチン対応だけでなく、庁舎内に自家発電の装置はありますか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

大栄庁舎、北条支所は自家発電の装置があります。

○蓑原委員

はい、分かりました。

○野田委員長

そのほかございませんか。津川委員。

○津川委員

同じく感染症予防費のところ、先ほど来出てますように、60歳以上の方については、接種券を発送されたっていうふうに聞いたんですが、どのような発送をされてるんですか。私のイメージとしては、全ての人に一度にどんと発送されたのかなと思ったら、私60歳超えてるんですけどまだ来てなくて、妻には来てるので、面倒くさいのになと思ったんですけど、どういう発送をされてますか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

5か月たつ方、今回、もう発送が来ておられるということは、6月中に接種が受けられる方、例えば3回目を1月に受けられた方については既に発送しております。2月中に3回目を受けられて、7月中に4回目が受けられる対象の方については、来週中には発送するという予定にしております。順次5か月を経過される方の接種券を発送するように考えております。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

月単位に分けて、そうすると6回とか7回とかに分けて発送されるということですか。そうであれば、その管理っていうのは、いわゆるデータがあって、仕分がされて、だあと印刷されるみないな簡単な管理、手間のかからない方法でやられてるんでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

実は3回目接種のときからその管理はしておりました。3回目接種も2回目から6か月以

上った人を1月、2月、3月という形で発送してまいりました。健康カルテシステムの改修の予算も上げさせてもらっていましたが、今回も改修の予算を上げてんですが、改修をして、システムで毎月の対象者をピックアップして発送をすることにしております。今のところは9月末までが接種期間になってますので、あと、7月、8月の2回かなと思ってます。

○野田委員長
津川委員。

○津川委員

そのシステム化されていて、人件費っていうか手間がかからないっていうことであればいいんですけど、3回目接種のときに、たしか最初6か月という期間があったのを、厚生労働省の通達で5か月間でもいいですよとなったというのがありましたね。対応についてはできてなくて、文書のほうで5か月になった人は受けてください、あなたの接種日はいつでしたっていうのになってましたけど。間違いがないようにとか、あるいは早く出しちゃって、本来保つべき期間が保てなくて打ってしまったっていうような、たまに情報として流れますけどニュースで。その辺の間違いがないような対策っていうのは具体的にあるんでしょうか。

○野田委員長
吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

3回目接種のときに、最初は65歳以上の方は7か月で、そのほかの方は8か月で、今度は65歳以上の方は6か月になって、そのほかの方は3月から7か月とかっていう、国のワクチンの確保の関係でしようけど、そういうふうなことがありました。間違えていいですか、国の様式がそういう形で作るようになっていて、日付自体も勘違いが起こるとかいろいろあったので、日にちを出さないようにしてもいいですよとか、あるいは今度からは6か月に変えてくださいとかっていうことがちょこちょこあった関係で、これは我々のほうも混乱したんですけども、住民の皆さんにも御迷惑はかけたかなというふうに思ってます。実際に御存じかどうか分からないんですけども、3回目接種が5か月になったんですよ。そういったこともまたありますので、十分にチラシとか告知放送とかで啓発を進めながら進めていきたいというふうには思います。間違い接種、ちょこちょこあるようです。重大な接種間違いとまでにはなってないんですけども、医療機関のほうで十分な確認をされずに期間を誤って早く打ってしまったということがあったようですので、医師会等に協力いただきながら、引き続き間違いのない接種には努めてまいりたいというふうに考えております。

○野田委員長

よろしいですか。そのほかございませんか。秋山委員。

○秋山委員

両課長のところに関係があるのか、関係がないのかをちょっとお聞きしたいんですけども、人件費というか給料の関係で同額とか減額の補正があるんですけども、給与費明細書っていうのが24、25ページにわたって出てるんですけども、このところに職員数というか、会計年度任用職員とそのほかの職員さんの人数の増減があるんですけども、両課長さんのところでは、関係のある人数っていうのはあるんですか。増えるとか減るとか。

○野田委員長
吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

関係がないといえないようですし、あるといえはあるという感じなんですけども、今回の補正予算は、一括して人事異動、例えばうちなんかもそうなんですけども、当初職員の配置をしてたんですけども、職員が育休とかあるいは病気で休んでしまって、会計年度さんに来てもらったっていう異動があります。分かったものについては、恐らく節で修正してあると思います。ただ、まだ、それに反映できてないものも実はございます。職員の異動で当初欠員だったものに正規職員が異動で来て、給料が上がったとか下がったとかっていうことがありますので、これについては、また年度途中で正しく補正とかの対応をさせてもらわないといけんとは思ってますけども、今の段階では4月の人事異動に伴って行った修正だというふうには感じております。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

両課長さんに関係ないのかもしれないですけど、ここの中で職員さんがマイナス4人出てきてるんですけど、こういうようなことも総務課長さんのところなんですかね、結論は、多分。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

そうなります。

○野田委員長

よろしいですか。

○秋山委員

はい、いいです。

○野田委員長

そのほかございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありませんか。河本委員、何かありませんか。

○河本委員

ないです。

○野田委員長

じゃあ、以上で。もし、議案以外でもあれば。（「ありません」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で終わりたいと思います。

○蓑原委員

すみません、1つだけいいですか。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、1つだけ。福祉課の窓口対応のことでちょっとお願いがありまして、免許返納で窓口に行かれた方が、免許証の写しがないといけないとか何かありますか、提出書類に。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

多分、免許の返納証明書、返したという証明書のことだと思うんですけど、それを求めてるっていうことですね。

○蓑原委員

タクシーチケットが必要なのに、どう言ったらいいんだろう、それを求めて来てるのに、その証明書が必要だとか、そういうふうに言われることがあるので、まず最初に優しい言葉でこういうものが必要ですというふうな窓口対応をお願いしたいということがありましたので、ちょっと抽象的で申し訳ないですけど、これがないと駄目だということじゃなくて、こういう条件が必要ですよというふうな窓口対応とPRもよろしく願いしたいと思います。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

おっしゃるとおり、確かにこれがないと駄目ですよって言い方ではなくて、本当に返したかどうかというのを確認するのにそれが必要なんですよという言い方で、優しくするように指導したいと思いますし、あとは周知も、一応町報やチラシには全てそういった証明が要りますってというような記載をさせてもらっておりますけど、その辺をアンダーラインするとか強調したような形で今後するときにはしたいと思いますし、窓口等の対応は、職員にももう一遍優しく親切丁寧な対応をするようにしたいと思います。ありがとうございます。

○蓑原委員

すみません。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

以上で終わりたいと思います。

(9:25) 【小澤福祉課長、吉岡健康推進課長 退室】

(9:30) 【清水産業振興課長、松本観光交流課長、手嶋地域整備課長、杉本観光交流課長、中原農業委員会事務局長 入室】

(2) 産業振興課・観光交流課・地域整備課・環境エネルギー課・農業委員会

○野田委員長

そういたしますと、引き続き、産業振興課、観光交流課、地域整備課、環境エネルギー課、農業委員会について、議案書の中で御質問とかありましたら。井川委員。

○井川副委員長

おはようございます。何点かお聞きしたいことがありまして、まず、補正予算第2号の17ページ、5款5項農業振興費の18節の産地パワーアップ補助金で、3,655万9,000円の補正が組んであります。これ、いわゆる価格の高騰とかの関係で、事業費の見直しって聞いたんですけど、具体的にどういうことか教えてもらえますか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。産地パワーアップ補助金の増額についてでありますけども、当初予算において、既に1億3,072万4,000円をお認めいただいとるところであります。この時点で、当初105棟分、2万8,663平米分を見ていたんですけども、今回の増額補正では、まず、細かなところからなんですけども、3つのハウスのプラスで108棟、2万9,271平米分

ということで、若干増えております。これが小さな要因の1つ。井川委員さんがおっしゃられた、物価高騰の部分というのがメインにありまして、低コストハウスの事業というのは、もともとは国の産地パワーアップ事業を使っているわけですが、ハウスを建てるに当たっては、県の低コストハウス施設園芸推進事業補助金を使っておりまして、そちらの積算の要綱に変更がありまして、積算の限度額っていうのが、この資材高騰を見越して上がっているというのが一点。それから、そもそも資材高騰の部分で、なかなかちょっと分かりにくいんですけども、産地パワーアップ事業、国の事業っていうのは、資材費に対して2分の1。低コストハウスのほうは、全体事業費、資材もあるし、工事費も込めたところで、全体の3分の2相当を見ますよというところで、生産者の方は3分の1の負担になっております。資材が上がったことによって、国の補助部分っていうのが、全体の中でがんとあって、結果的には予算書を見ていただきますと、三角がついておりますけど、一般財源の部分が182万6,000円減ったということになっております。以上です。

○井川副委員長

分かりました。ありがとうございました。それと……。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

すみません、次行きますけども、次の18ページの2目の松くい虫防除費、委託料で、伐倒駆除とか組んでありますけども、毎年毎回この松くい虫の伐倒駆除の委託料、予算に組んであってまた追加の補正予算も組んであると。実際に保安林等の松については、松くいがついて、次々とそういう松が多くなっているというので、これを見とると、そういう木があったから伐倒しよう。何か、いたちごっこというか堂々巡り、変な話しをしますけども、元を絶やさんことには、ずっとこれから先何年も何十年も続いていくんだらうなというふうに思います。実際、これは可能か不可能かは別にして、例えば、そういう松くいの木があれば、その周辺にも多分そういう木は存在するだらうというふうに思いますんで、ある程度もう範囲を決めて、それがどの範囲か分かりませんが、初めからそういう危ないような木があれば、切っていくというような、そういう予算的なものは組めないものかについて、御意見をお聞かせ願えればと思います。以上です。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。井川委員、仰せの部分っていうのはすごい多いと思います。いたちごっこという部分もあろうかと思いますが、やはり、砂丘地農業の農地を守っていくためには、海岸沿いの松は絶対に守っていかなければならないということがありますので、これまでも、毎年毎年被害が出ないようにということで、空中散布、地上散布、防除の部分をやってきました。皆さん御承知のとおり、昨年一気に被害が広がって、特別対策ということで特別伐倒駆除を県の協力もいただきながら2,000立米ですか……。2,000立米と言いましたのは、町の部分で2,000立米。町域全体では県のほうも特伐をやっております、海辺の松は県のほうが特伐するんですけども、高度公益機能森林が1,000立米。合わせて3,000立米ということになります。井川委員がおっしゃられるのは高度公益機能森林、それから地区保全森林っていう範囲を決めたところの松だけじゃなくて、周辺の松も何とか町のほうでする方法はないものだらうかということだろうと思いますけども、あくまでも所有される方の適正な管理という部分を大事にしていき

いなくなっては思っております。その中で、予算書18ページを見ていただきますと、枯松伐倒促進事業補助金といいますのは、土地所有者であったり自治会であったりが、自分たちの土地を管理、松枯れを処理されるに当たっての支援の補助金であります。事業費の設計額の6割相当というものを、このたび増額させていただいて、支援していきたいというふうに考えておりますし、高度公益機能森林、それから地区保全森林以外の松をとということになったときに、同じ18ページの2目委託料の特伐の下の保全松林周辺被害木伐倒駆除委託料、こちらのほうが地区保全森林ではない、井川委員おっしゃられた周辺の松を駆除するための費用であります。これまでも（予算を）つけておまして、基本は地元管理なんですけど、倒れてきた枯れた松が近隣の交通であるとか、町民さんに危険が及ぶ可能性があるものは、町のほうが切りますよということで組んであるものなんですけども、このたび800万円の増額をさせていただいております。これにつきましては、令和2年度以前の松、要は過年度枯れの松っていうのもありまして、これも1回徹底的に切っておかないと、後々倒れてきて危ないということがあって、例年よりもその辺、過年度枯れの松を見て、井川委員おっしゃられる周辺の松林っていうのも、精力的に伐倒していきたいというものの予算であります。何度も申し上げますけども、基本的には自分の土地は自分たちで管理するっていう部分は大切にしていきたいと、その中で砂丘地の農地を守ってきたいというふうに考えております。以上です。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ありがとうございます。実際、今回こういう予算書を見せていただいて、毎年毎年やってるということで、今言わせてもらったんで、そういうことであれば、当然砂丘地農業を守るためにこういう防風林っていうのは必要になってくると思います。例えば、切るのはいいんですけども、その後のこと、アフター松っていいですか、新たに植樹とかして、切った後に新たにそういう松を植栽されるのかっていうのをお聞かせ願えればと思いますけども。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。今の話は、防除、駆除、次の再生の視点の話だと思います。再生につきまして、これまで行っている事業としまして、抵抗性松の配付、今年度の当初予算でもお認めいただいておりますけども、抵抗性松を配付して、再生を図っていくということがあるわけなんですけど、やはり昨年度の徹底的な伐倒駆除によって、松がすいている部分っていうのもあって、再生の部分を考えていかなければならないというふうに思っております。松枯れ対策の特別会議を開いているんですけども、その中には我々だけではなくって、地元の方々、県の方々や森林組合さんやなんかもおられるんですけども、県の有識者の先生にも入っていただいて、どういう樹種がふさわしいかっていうようなことも聞きながら、再生の視点については抵抗性松プラスアルファ、樹種転換で可能なものがあるとか、そういうことも考えながら、将来にわたっての飛砂防止策は考えていきたいというふうに考えております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ありがとうございます。今いろいろと進歩してるんで、そういう松くい虫に強い松を早く見つけてくれたらなというふうに思います。そういうことで砂丘地農業を守るた

めにこれはしっかりやっていただきたいなというふうに思います。最後にもう一点お聞きします。今度は19ページの7款土木費の2目道路新設改良費の14節工事請負費で、通学路安全対策工事請負費で、196万2,000円となっております。これ、資料で通学路整備事業の地図を頂いておまして、路線の一部の大縄手線、由良宿防護柵工事ということで、これ具体的にどこの場所か教えていただけますか。

○手嶋地域整備課長

すみません、ちょっと資料が足りなくて申し訳ございません。まず、1番の大縄手線ですけれども、大縄手線ほか、これほか1です。1番の場所が二か所書いてあるんですが、まず上のほうは駅の陸橋、由良3区の陸橋、分かりますかね。あそこのところの分です。あそこが非常に傷んでるんで、その分を進めてます。それと、もう一つ、下のほうが大縄手線になるんですが、この大縄手線は防護柵工事といって、緑ヶ丘団地から通学路に行く水路沿いの道があると思うんですけども、あそこに落下する危険があるということで、ガードパイプをつけてくれっていうのが、通学路安全対策の会議、何か庁内の会議があると思うんですけど、その中でPTAさんと現場を見て、ここ危ないねっていうことで上がってきたところの分です。それから、下の3番の大栄小・中学校線ほか1路線は、スポーツマンハウスの裏の急に上がっていく坂があると思うんですが、あそこのところ、片側は歩道があるんですが、片側は水路になってるんです。その水路に、自転車で勢いつけて通学される方が、車が来ると危ないって言ってよけて、水路のほうに脱輪しそうになるっていうことがあって、水路に蓋をかけて埋めましょうっていう工事をしようということで進めています。それから六尾大谷線は、役場から出て、今の信号のところから左にずっと行く、要するに東宝ストアから大谷まで行く道を六尾大谷線っていうんですが、そこの中の大谷工区のところ、側溝ががたついていたりとか、幅が狭いところがあったり、蓋がかかってないところがたくさんあるので、この際、この大谷工区のところをまず最初に側溝修繕をして、危なくないようにしましょうっていうことで、通学路の部分で直すということで修繕が入っているものです。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

はい、ありがとうございました。以上です。

○野田委員長

よろしいですか。

○井川副委員長

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

○前田委員

それなら1つ。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

同じ19ページですけども、土木費の中の勤労者体育センターの件です。議場で説明されたんですけど、聞き取りづらかったんで、残土の受入れが、結局何かが入っていて石灰とかを混ぜる対策をせないけんっていう、そこの説明を受けたんですけど、最初が聞こえなかったんで、残土にそういう処理をせないけんかっていうのが、ちょっともう一度。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。まず、勤労者体育センターについては、これまで仮設工事で下の3軒のお宅の方に、工事中に土砂が降ってこないように屋板を打ってる状態です。今度は本工事に入ることになりました。本工事に入っていくときに、本工事の内容自体はその屋板で留めたところ、さらに上のほうも土砂を取って、要するに崩れている土砂っていうのは、支持率がゼロっていわれて、結局、支持が全くできませんので、取ってしまって、ジオテキスタイルっていう形で、何ていうんですか、摩擦でこういう段々をつけて、斜面を補強するという工事をしようとしています。そのジオテキスタイルでやろうとするときに、必要でない土をよけて外に持って出て捨てるしかないんですが、その捨てる土があまりにも悪過ぎて、いわゆる処分場に受け入れてもらえない。熱海とかいろんな問題があって、廃土したり盛土したりする工場のほうも、ある程度改良されてきたきちとした土を受け入れないと、受け入れられないっていう状況になっていまして、要するにあの狭いところで搬出をして、水分が非常に多いもんですから、石灰を入れて、土を改良して、それから運び出さなきゃいけないっていう手間が増えたことで、これだけの補正をお願いしなければいけないってことになったというものでございます。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

今ので分かりました。自分の中では土のよしあしっていうのは、いま一つ……。残土ですから、何かが入っていると、廃棄物が入っていると、昔ながらの何か、三陽合繊とかありましたけど、鉛が入っているとかね。そういうのなら分かるですけど、普通の土なのに、それを捨てるのにここまでしないと捨てれないっていうのは、言われたようにいろいろ全国的に問題があってというのは分かるんですけど、土が悪いっていうと何か印象が悪くて、問題のある土っていうことではなくて、土としては問題ないけどそういう処理をしないと受け入れてもらえなくなっているっていう、これって実はここだけじゃなくて、今後出てくる工事なんかもみんなそういう可能性があるのと、また補正組んでもらわないといけませんよみたいなことが今後もあるのか、ここに限らずですよ、いろんな工事であるんですかね。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

おっしゃるとおりです。今後ですけれども、排出される土砂の質っていったものも、ある程度質がよくないっていうか、質を改良してからでないと残土処分場自体も受け入れてもらえないような状況になっています。なので、例えば災害工事が急に起こりました、災害工事なんかで出てくる土っていうのは、もう大体水分が多くて、びしゃびしゃのものが多かったですけれども、そういったものも、一番安価な方法で石灰を入れて、水分をある程度攪拌して持って出るようにしてるんですが、本当に水の処理をしたりとか、何かをする方法を取っていかないと受け入れてもらえないっていう状況になっていますので、工事費がその分だけ上がっていくっていう可能性は非常に大きいです。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。もう一つ、別件ですけども、補正予算書のページが分からな

いんですけど、コロナ対策の青山剛昌ふるさと館の入館チケットの取扱い支援事業っていう、全協のときの資料ですけども、149万6,000円組んでおられるんですけど、これいろいろ対策されてて、いいと思う、悪いことはないですけど、これチケット代も含んでこれですか。それとも、そういうところで買えるようにシステム改良をして、あとは取り扱ってもらう手数料ですか、そこら辺をちょっと。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

特別会計の予算書を見ていただければですけども、4ページ、歳出の1款1項1目の11節の役務費、そこが149万6,000円ですけども、今の質問については手数料72万6,000円の部分になるかと思えます。これは新たにシステムを組んだりとかっていうことではなくて、今実際にいろんなコンサートだとか、いろんなチケット販売、例えばコンビニとかプレイガイドとかでされてると思えます。そこを使わせていただくという形なので、説明でも言いましたけど、今回については繁忙期のお盆期間の10日程度を考えています。その期間の販売を代行してもらおうとか、予約販売をさせてもらう、その手数料です。1枚当たり何十円とかそういう形で、今見込んでいる枚数に対してその単価を掛けたら72万6,000円必要だろうというところをお願いさせてもらったというところですよ。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

それなら1枚何十円かっていうことですけど、これ一応何枚予定で組んでおられるのか、何枚コンビニで売られるか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

10日間程度と言いましたが、今実際に考えているのが、8月11日から8月21日、祭日から日曜日になるんですけど、11日間で、枚数としては、1万3,200枚。今度の行政報告で報告しますけど、5月19日から上限を2,000人に変えました。今の県のガイドライン等もかなり緩くなってきましたので、上限を2,000人に変えました。1日2,000に対して6割程度を事前販売させてもらおうと思ってます。1万3,200円で単価が55円ぐらいの手数料を考えているところです。以上です。

○野田委員長

よろしいですか。

○前田委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。津川委員。

○津川委員

先ほどと同じ質問なんですけど、そのチケットの販売ですが、11日間の1万3,200枚ということで、その手数料が72万6,000円。システムとしては、11日間の何月何日の何時から、1時間単位なのか3時間なのか分かりませんが、時間を区切って何枚か販売する、それを購入者が買うというシステムだと思うんですよ。その際、正規の入場料が700円で、購入者は700円で買うんですけど、プラス購入者の手数料っていうのはかかるんですか。それと、館内のチケット販売っていうのは、それ以外のものについてはどのようにされるんですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

まず、販売額についてですけど、今正規で売っている700円なり、子ども500円なり、その正規の値段で販売させていただきますし、販売の仕方としては、今、津川委員がおっしゃったように、何日の何時入場分というような形でチケットを買っていただきます。今のところこれについては実証的なところもあるんですけど、やってみてよければ、次の繁忙期の来年のゴールデンウィークにまた同じようなことをしてみたいなというふうには思っているところです。実際に700円が正規の値段ですけども、55円の手数料を引かれれば、実際の販売額は645円になりますけども、実際にこれまでもずっと、例えば100円の割引券とか配布させてもらったりもしますので、そういうものと比較しても収入として大きく下がるものではないと思っています、このやり方で。手数料が55円で済むのであれば。というようなことも含めて言えば、このやり方をやって大きくふるさと館の歳入が下がるようなことはないだろうというふうには思ってます。代わりに、ゴールデンウィークで大きくお客様からお叱りを受けた部分として、少し行政報告でも言わせてもらったんですけど、ふるさと館が目的地、要するに鳥取県に何しに来たかっていうと、ふるさと館に来るためにお客様は交通費等を使っていらっしゃってるんですね。なのに、ふるさと館に入れないっていう状況が、皆さん、コロナとかもあるんで、入場制限かかっているのは分かっているんですけど、やるせないところはどうしても出てくるんで、なので、それであれば予約販売をして入れることが確約した上で来ていただくというやり方をやってみようかということで、今回こういうことを提案させていただいたということでございます。この販売については、今回ちょっと期間が短くなるんですけど、議会で御承認いただければすぐに手続に入って、もう7月の頭には周知できるようにはしようと思ってます。販売期間については、当日ぎりぎりまでではなくて、8月の11日からですけど、8月の前半で予約販売は切ろうと思ってます。そうすると残数が分かりますので、残数の中、もともとあと4割が残ってますし、そこは当日の配布で、多くなれば整理券等の配布も必要になってくるのかもしれませんが、その辺は今後考えていくところですけども、当日販売っていうのももちろんやっていくというようなことを考えています。以上です。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

心配するのは、ふるさと館の中の手間っていうか、煩雑さが増えるようなことじゃないかので、だから今の残りのチケットの販売の仕方をお聞きしたのは、今の入館者っていうのは現金で払われるんですか。そういう方が多いんですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

割合としては現金が多いですけども、今はクレジットなりいろんなQR決済だったりそういったものにも対応させていただいてますので、様々な媒体で払うことは可能となっております。スタッフがどれくらい手間がかかるかということについては、ちょっとやってみないと分からないので、そういったことも含めての実証ということだと思っただけだと思います。やっぱり、今後コロナが明けたとしても、館内の安全を考えればどうしても入場制限っていうのはかけないといけないと思っってます。令和元年の何日も4,000人の方が来られたようなときっていうのは、本当にぎゅうぎゅうでし

た。例えばそういうときに地震が起こったとか、火災が起こったとか、そういったことになったときに、お客様の安全っていうのが守れるかっていうことが出てきますので、そう考えればやっぱりどっかで入場制限はかけないといけない。販売方法として、一番どういうやり方がいいのかっていうのは考えていけない時期には来てると思っています。ですので、今回については、当日券を含めたところの割合も含めて、実証的なところがあると思っています。将来的にはもしかしたら事前販売だけにすることもあり得るのかもしれませんが、その辺はやりながらこちらの手間とかも考えながらというところになると思っています。ただ、今回のゴールデンウィークのことをいえば、やはり一番早かったときでオープンする9時には1日の整理券が配り終わってしまっている日がありましたので、スタッフとしては来られたお客様に対してなくなってしまっていることを説明をし、お叱りを受けるっていう、かなりストレスがあったと思っていますので、やはりそういったことも考えれば新たなことはやっていく必要があるというふうに思っています。以上です。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

やることについては大賛成なんです。少しでもスムーズな入場券の販売ができるようなシステムが大事ですし、あそこには今チケットの販売機っていうのはなかったですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

今、自動発券ではなくて、対面方式での販売をさせていただいております。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

機械はないんですか。あるけど使ってないんですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

入館チケットの自動販売機っていうか機械での販売は最初からしておりませんし、機械自体ありません。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

特別会計の4ページの広告料のことです。合わせてコロナ対策費149万6,000円ってなっていますので、この広告料の77万円もそういうチケット販売の関係に使われると思うんですが、その10日間のためだけにこれは使われるんですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

基本的には、当然夏休み時期でもありますので、ふるさと館のPRにもなっていると思っていますけども、基本的に一番お伝えしたい内容としては、前売りをするということをお伝えしたいと思っています。結局、今心配しているのは、例えば前売りがあれば買いたってと言われる方が例えば多かったとしても、どこまでその情報が拡散できるか、お

お客様に届くかっていうことを心配していますし、時期としてはまだ8月とはいえ、情報を発信してお客様に届けるには時間がなさ過ぎると思っていますので、そうすると、やはりできるだけことはやっていく必要があると思っています。あと、県外の方を多く対象には見てますけども、やっぱり地元の方にもそういうことを知っていただきたいと思っていますので、地元の広告等も、新聞等の媒体等も使いながら情報を出していきたいと思っています。以上です。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

その77万円の振り分けは、まだ決まってないんですか、決まってるんですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

今検討しているところです。

○野田委員長

意見よろしいですか。

○津川委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

19ページの、通学路安全対策工事請負費のところですが、先ほど井川委員からも質問がありましたけど、この3か所、この図で1、2、3とあるんですが、何とか審議会で意見、要望が出てたのというふうなお話でしたけれども、その審議会で3か所を決められた、優先順位があつてなのか3か所だけだったのか、その辺を教えてくださいませんか。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。まず、この交通安全の対策審議会という、審議会という名前だったかちょっと、名前、申し訳ございません、私も。

○野田委員長

通学路安全対策協議会。

○手嶋地域整備課長

協議会ですね、すみません。協議会の中では、役場の教育委員会と、それから我々地域整備課の道路担当と、それから警察や、PTAの方たちも交ぜながら、上がってきた要望だったり危険箇所っていうのを、1年に一回ですけれども点検をして回るようにしています。多分、そろそろ点検の時期ではないかと思っています。

○野田委員長

大体8月。

○手嶋地域整備課長

8月ぐらいですね。回らせていただいています、その中では道路管理者としてすべきもの、それと、教育委員会のほうで対応するものっていったものの分けをしながら、要望っていうのが全量出てきます。その全量の中でいえば、例えばこの令和4年度では、社交金として通学路安全対策で取り組みたいところについては8か所出させていただいています。その中で、前回の全協のときに秋山委員がおっしゃられたと思うんで

すけど、こういう社会施設整備総合交付金で対応する、通学路安全対策の補助事業っていうのは、まず、国の予算時期に向けて、こういう計画で来年度取り組みたいんですっていうのを出します。そうすると、国のほうが、今年はこれぐらいの金額は配分できそうだからそれで予算を組んでおいてくださいという内示が来ます。その内示で予算を立てさせていただいているんですが、その後、その内示に従って申請書を出して、出したところから採択をしていただいたものがこの3か所になるということになります。当然、この3か所も、もちろん先ほど上げた8か所の中から優先順位を決めて、ここはもう絶対当ててもらいたいんだっていうことも含め金額をにらみながらさせていただいている内容です。なので、全然元から3か所で上げているっていうものではなくって、うちにある要望っていうものを全部集約をして、国に申請をして、内示をいただき、かつ最後に確定額というか増額の金額を頂いて、やってくださいということで頂いたものがこれに当たるっていう内容のものでございます。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

分かりました。

○野田委員長

そのほかございませんか。秋山委員。

○秋山委員

今の続きなんですけれども、予算をつくるときにいろいろ国に上げて、これはオーケーということで予算をつくって。そしたら、実際予算が決まってきたら、それ以上のものもやってもいいですよということがあって、こういう補正予算になってきたというのは、これで2年連続ですよ。そうしたときに、何か、もうちょっと当初予算で組めなかなというのと、それから、そうやって、2回目にこれだけできるよっていうのも、それをいっぱいいっぱい使うことなく余す、去年なんか余すケースも出てくる。その要因は何か。それからマンパワーが大事なかなと思ったりはするんですけどね。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えいたします。まず、増額が年々あるっていうことなんですけど、これは、先ほど申し上げましたけども、国もまだ予算を立てている段階ですから、その中で町も予算を立てなければいけない。6割とか4割とか、これぐらいの金額を見積もって予算を立てていただいたらいいですよって大体の内示をいただきます。それで予算を組んでいるものから、その後、個別の町の事情であったりとか、内示に従った金額に応じて、国のほうがどう判断されるのかっていうのはそれぞれです。例えば北栄町であれば、今、9号線等大きな工事がたくさん入ってます。そうした道路網を考えたときに、ネットワークをしっかりとつなげようと思えば、町道といった支線だとか、ああいうものをしっかりと整備していかないと道路事情がどこかで詰まるよっていうようなことが配慮としてもしあったとすると、じゃあ、少し配分を多くして急いで町にはやってもらおうじゃないかっていうことで予算が増になったりとかいろいろな要因があるので、それともそのままの金額でいってしまうのかっていうのは我々ではもう計り知れないので、当初の予算の段階でそれを組んでおくっていうのはなかなか難しいかなと思っています。なので、こうして、最終的にこれでいいですよっていう確定額を頂いてやるということで、間違いなくやるしかないっていうことだと思っています。あと、予算が不用額として出てくるケースがあるんじゃないかということなんですけども、確かにマンパワーは足りてないか足り

てるかっていうところでいくと、足りてはないかもしれませんが。やはり昨年のように災害だとか急激に工事がたくさん入ったりとかすると、そこもマンパワーですから、なかなか道路もしながらこれもしてっていうのはなかなか難しいですけども、何とか今やろうとしてますし、繰越しをお認めいただいて、年度内に終わらなくても完了させるようにしています。それでもなお不用額が出るものについては、入札の結果であったり、それから工事の変更等によって必要でないものが出てきたりがありますので、そういったものが不用額として今のところは上がっています。なので、完全にマンパワーで駄目だということでは今のところないと思っています。ただし、我々職員だけではなくて事業者さんのほうももう手いっぱいになってくると、今度は事業者さんが落札できないっていう状況も出てくるので、そこら辺りも含めながらこうした社交金だとかを活用して、どうやって道路整備、道路網を造っていくのかっていうのは、ここ何年かの課題になっているというふうには思っています。

○野田委員長

よろしいですか。

○秋山委員

ありがとうございます。

○野田委員長

そのほかございませんか。津川委員。

○津川委員

全協資料の新型コロナウイルス臨時交付金事業の町内消費拡大支援事業、ほくほくカードのことで、1つは、スーパーチェーン店のレジでもほくほくカードを使えるようにするための改修とありますが、具体的にどういうことをするのか、お店のほうのレジのシステムを改修してください、そのための助成をするというふうな意味でしょうか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。仰せのとおりであります。大手のチェーン店は販売時点の情報管理をしております。ただその場での決済だけではなくて、売上げ分析や顧客管理、あとは在庫管理機能がついたPOSレジシステムを入れております。このシステムの改修を支援する費用が250万円の中の200万円。それから、加盟店であると端末でチャージができます。でも、POSレジが入ってる大手のカウンターでは、お客さんがとめどなく来て、チャージ機でチャージするっていうことはできないんで、別にタワー型のチャージ機を商工会さんのほうが話が成立すれば置きたいということで、それに対しての支援分が50万円ということで考えております。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

その店舗数は何店舗想定されてますか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。1店舗であります。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

それと、既に使われているほくほくカードなんですけど、非常に使い勝手が悪いというふうには伺っています。というのが、中に入っている電子マネーとポイントとを何というか別々に扱う、仮に1,000円のを300円の300ポイントと700マネーとで使うっていう場合に（端末に）2回通さないといけんと。ポイントから先に使って残りをマネーで使うみたいなシステムに統一できないんでしょうか。そういうことを聞いておられませんか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

使い勝手が悪いという声に対してなんですけども、基本的には商工会さんが実施主体でやっておられる事業である中で、我々も使い勝手等の話っていうのは随時お聞きしながらなんですけども。まず、マネーチャージ分とポイント分っていうのは、端末のところで決済するとき、2回じゃなくって1回で、最初にポイントを優先して使って、足りないところをマネーでって言ったなら、そのごとくで処理ができるはずですよ。恐らく加盟店のほうの使い方っていう部分もあるかもしれないので、今のお話は、商工会のほうに話をさせてもらって、店舗での取扱いについて、もう一回レクチャーっていういいですか、そういう部分が必要でないかなというようなことは言わせてもらおうかと思っております。以上です。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

課長の認識とちょっと違うんですよ。お店の人が言うし、自分が客になって行くときに対応してもらえなかったっていうこともあるし、それが徹底されてないっていうことであればそれでいいんですけど、もしそうじゃなかったら、システムそのものが悪いっていうことなんで、検討というか、もっとバージョンアップしていただきたいというのと、また、月曜日の一般質問の中でも出ると思うんですが、いわゆるもうカードじゃ古いんですよ。携帯で使うようにはできませんかっていうことが、世の中の流れとしてあるんですが、そのような対応っていうのはできないですかね。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。最初の導入時に、津川委員さんがおっしゃられたアプリでの導入も比較検討しました。しましたというのは商工会さんのほうでされました。カードかアプリかという話の中で、我々、多くのパーセンテージがスマートフォンっていうのを持っちはいるんですけど、持っておられない方もまずあることが1点。それから、ランニングコストが全然違って、これも来週の一般質問で出てくるかと思うんですけども。

○津川委員

詳しいのはいいです。

○清水産業振興課長

かなりランニングコストに差があって、アプリのほうはかなり大きくて、年間360万円だったかな。ということがあって、アプリでこのシステムを運用しようとするれば、分母がでかかないと維持管理ができないっていうことがあったもので、皆さんが使いやすいカードの形っていうのを取らせていただいております。以上です。

○野田委員長

前田委員、商工会の会員さんですね、そのこと詳しいと思うんで、ちょっと。

○前田委員

実は津川委員が言われるとおりで、ほくほくカードで決済をしようとする、例えば1,000円買物しました。ポイント200円使ってくれて言ったら、誰でも、800円現金で200円ポイントだって分かるんですけど、もうちょっと細かい何百何十何円までいくと、ポイント使ってくれ、残り現金払うからってなると、まず、計算機でポイントが幾らあるか先に計算して、それから現金を先に（システムで）打たないといけんようになってるから、例えばポイントが500ポイント持っている人が、1,000円買物したら500円ポイントを引いてから残りを現金だったらいいんだけど、（システムでは）逆に現金を500円やってから、残ったポイントをやるんで、さっき言ったみたいに、1,000円とか1,500円とか百円単位ばかりだったらいいけど。先にポイントが幾らあるかを計算機で計算してから現金を855円引いて残りのポイントを155円足して何ぼっていうやり方をせんといけん。だから、先にポイントを引いてから現金だっていうやり方のシステムに変えてもらわないとすごい勝手が悪い。みんなが計算機で残りポイントを計算してから、なら、現金は855円もらえばいいですね、残りはポイントで後から何ぼ引きますからっていうやり方だから、大変なのよ。（「分かります」と呼ぶ者あり）だから、それを、多分、お店の人も言っとんなる。（「そうです」と呼ぶ者あり）「なんで一回一回計算機で計算させないけんたい」と。それをちょっと変えてほしいっていうのを、実はもう商工会に言っただけど。（「既に言っとんなるですか」と呼ぶ者あり）言っただけど、システムのことだけみたいなの。だから、どうやったら直せるかっていうのも分かってないと思う、担当者も。その辺のことだと思う、業者さんのほうが、「使い勝手が悪いわ、一回一回別個でやらないけんけえ」っていうのはそうだと思う。一回一回別個でやるっていうのは、さっき言いなつたみたいに、計算機とかもかちやかちやかちやかちやできればいいけど、できん人は、取りあえずみたいなの。2回、ぴっぴっぴっぴっやらないけんという。大変、大変。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

ありがとうございます。ちょっと認識不足だったところもあるので、再度、商工会さんのほうにはそのことをお伝えしようかなと思っております。何事にしても、やっぱりそのシステムを拡大していこうと思った場合には、今よりも便利になるっていうことがないと広がっていかないと思うんで、その辺をまた併せてお伝えしていこうと思います。以上です。

○野田委員長

カードの保有者を増やしていくためには、やっぱり使いやすいようにということで、今後の検討をお願いいたします。そのほかございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

資料18ページの商工費の14節工事請負費の工事請負費（修繕）。これちょっと聞き逃しまして、何か由良町何とかって聞こえたんですけど、もう一度説明お願いできますか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

6款1項2目観光費の14節工事請負費ですね。

○蓑原委員

はい。

○松本観光交流課長

その中の説明の工事請負費修繕9万2,000円でよろしいでしょうか。

○蓑原委員

はい。

○松本観光交流課長

こちらにつきましては、ゆらまちウオークっていう、携帯でARを読み込んでいって絵を集めていくようなことを観光交流課がやってるんですけども、そのARマーカ―を、史跡由良台場前に製作設置する費用です。説明のときに詳しくは言わなかったんですけど、実は3月末の大風が吹いたとき、27日だったかな、前に観光看板を設置していて、そこにARマーカ―をつけていたんですけどその看板が倒れました。倒れたことで点検し、実はその前の（段の）修繕費（物品・備品）につながってるんですけど、点検した結果で看板の修繕が出てきたんですけども、史跡台場前の倒れた看板については、観光客の方も、今あそこに行かれる方はまだまだ少ないので、新設するのを今はやめました。そうしたときに、ARマーカ―をどこかにつけないといけないということで、今は、遊具があるほうのフェンスに臨時的につけてるんですけども、ちょっとそこじゃ少し位置が悪いので、県が設置しています史跡台場の説明看板があるんですけど、史跡の入り口に。そこにつけさせてもらおうということで、県とも話がある程度できていますので、そこにつけるための費用でございます。そこにつけることによって史跡台場の説明も読んでいただけるような機会にもなるかなということで、そうさせていただくということでお願いさせてもらいました。以上です。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

じゃあ、1か所の修繕費っていうことですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

そのとおりです。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。ちょっと私いいですか。

○井川副委員長

野田委員長、どうぞ。

○野田委員長

19ページの、土木総務費の14節ですね。先ほども出てたんですけども、今回、廃土処分ということで、加工してということですけども、これはいつ頃、土質が悪いって分かったんですか。

○井川副委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

分かったのは、工事を進めて、仮設がようやく3月ぎりぎり、3月末で終わりましたので、その後に本工事入りますよっていうことで、設計を進めていく中の調査で分かりましたので、4月か5月に入るか入らんかぐらいだったと思っています。改めてそこで廃

土する量が固まってきましたので、もともとある土もある程度残して使おうっていうような発想もあったんですけども、そのために地質だったり出てくる土の量だったりっていうのを別に計算していただいていたんです。その際に、土の状態を見ていたときに、ここにももう置いておけない状態になりましたし、運び出そうっていう話が出てまいりました。そのときに、受入れ側のほうに話をすると、もう今の状態では受け入れられない、そこを改良してからでないといけないと受け入れませんっていうのがそのときに分かったものですから、今回、この6月補正でお願いをするということになったということでございます。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

大体、私も被災した後、見に行ったんですけども、円弧滑りしてましたね。災害で円弧滑りしていたら、大体含水比が高くて土質が悪いんですよ。補正で見るからいいんですけど、初めから土質が悪いっていうのは、多分、皆さん見て分かったと思うんでね、やっぱり初めからこういったことは見るべきだと思いますし、1,680立米っていったらかなりの量ですよ。ジオテキスタイルはどういった形のジオテキスタイルを使うんですかね。

○井川副委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

ジオテキスタイルは、今回、砕石を使うことにしています。というのが、全国的にですけれども、工事が集中したりしてしまっていて、土が今ない状態です。良質な土をジオテキスタイルに使おうと思うと、この近辺でいくと岡山まで取りに行かないと駄目だということが分かりまして、砕石を今回詰めさせていただいて、砕石でも強度等については問題がないという試算が出ましたので、今回はジオテキスタイルに砕石を使う予定としています。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

砕石ですか、ぐり石ですか。

○手嶋地域整備課長

ちょっと、申し訳ないですが、すみません、その辺の詳しいことは僕もはっきりは、石っていうか、土ではないってことだけは確認しております。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

今、課長言われましたように、良質な土がなかなかないってことで、今、国のほうでも、例えば砂防ダム。掘ったその土を使うという工法が増えております。というのが、搬出しなくてもいいということで、ソイルセメント工法っていうんですけども、石灰みたいに含水比を下げるだけじゃなくって、そういうのではなくって、その土にセメントを混ぜて砂防ダムを造るのが今増えてきてるんです。やっぱり搬出費用、砂防ダムなんかは山の奥ですので、そういったものを持ち出すのにかなり費用がかかるということで、じゃあ掘った土をそのまま使うかということで始まったわけですけども。処理して引き取ってもらわないといけんということを考えて、ソイルセメント工法なんかは考えてはおられなかったか。

○井川副委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

今回ののり面のところでは検討に入れてますけれど、4つぐらいの検討の中で、今回のジオテクスタイルでやっていこうということを決めましたし、その方法が一番ここでは適しているということで判断をさせていただいております。ただ、野田委員がおっしゃられたように、今、搬出費用や、それから土壌改良といいますか、廃土する土の改良をしないと受け入れてもらえないという状況から、やはりそういった工法も検討の一つに入れて、公費の負担ができるだけ少なくなるようになっていく取組は、通知や通達からも言われておりますので、我々もそこは検討しながら進めていく内容となっております。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

先ほども課長言われますように場所が場所ですので、そこで石灰攪拌するわけにもなりませんですが、一回出して、攪拌処理をしてから引き取ってもらうという形でいいんですか。

○井川副委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

お答えします。今回は結構びちゃびちゃな水なものですから、その場から持って出るといってもなかなか難しいです。なので、あの狭小の場所で、進入路の確保で借りてる土地がありますけども、そこまでは引き出してきて、狭い中で業者が運び出すという作業になります。ですので、非常にちょっと手間がかかるといいますか、非常にやりづらい現場となる想定です。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

そうなんです。そしたら、課長言われたように、かなりやりづらいと思うんです、攪拌するのにな。やっぱり民家もあることですし、機械が民家に当たったとかそういうことがないようにお願いしたいです。かなりびちゃびちゃだということですので、それなりの処理はしないと、多分そういった土はもう造成にも使えんでしょうし廃土するしかないでしょう。幾ら攪拌作業しても、盛っても地盤反力も何にも出んでしょうし、今後そういったことが増えてくるということでしょうからね。要は、廃土するにしても、やっぱり、もう駄目な土は駄目なままじゃ取ってもらえんということになるんでしょうから、今後、例えば災害でも出てきて、崩れた土砂の排出、そういったこともありますので、その辺をきちっとやっていただきたいと思います。以上です。

○井川副委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

おっしゃられるとおりだと思っております。きちっとした処理をしてしっかりとした公共工事っていうのを進めていきたいというふうに考えております。

○野田委員長

そのほかございませんか。津川委員。

○津川委員

1点。17ページの、農業者年金費、29万円の会計年度職員報酬があります、この中身の説明をお願いします。

○野田委員長

中原局長。

○中原農業委員会事務局長

こちらについては、農業者年金の普及活動をたくさん行ったということで、国からこれに伴う委託料について29万円の増額がありました。実際に事務をしている会計年度任用職員が町費で事務を行っている部分がありますので、農業者年金の手続を行っている日数に基づいて会計年度任用職員の報酬をこちらのほうから支払いをするために補正を組ませていただいたものになります。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

そうすると、この29万円の逆の減額補正っていうのはどこに出ているんですか。町費のほうからの支出が減ってるということですよ。どこを見ればいいですか。

○野田委員長

中原事務局長。

○中原農業委員会事務局長

こちらにつきましては、説明の際も言わせていただいたんですが、1款1項1目、1報酬の会計年度任用職員報酬28万9,000円。今29万円の増額がある項目の3つ上の段、3段上の段になります。金額が28万9,000円と29万円で1,000円違うのでちょっと分かりにくいかと思うんですが、こちらについては減額をした端数の関係で、予算が1,000円で実施する関係で1,000円変わっていますが、金額的には同じ金額を補正させていただいたものになります。

○津川委員

分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。

○津川委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。そうしますと、予算書以外でも、もし疑問があれば。前田委員。

○前田委員

点在松の確認の件です。とある方が、役場から電話がかかってきて、農地なりの点在松の確認、こういう事業があります、点在松の確認したいだけどっていう電話があったと。だけど、いきなり電話してきなって、詐欺を疑っちゃったと。それで、なおかつ、結構、ずるずるずるずるいろいろ言って、今から現地確認に行っていっていいかっていう、いいかっていう言い方じゃない、今から現地確認行きたいだけどっていう言い方で、何かどろどろどろどろ、わあわあわあわあ進めてきちゃったと。その日は、自分はもう都合が悪いんで、今日はいけんって言って断ったらしいんですけど、何か、一気にわけが分からん状態でずるずる進んでくるし、最後はもう「行きたいだけど」みたいな感じがちょっと何か不満だと。どういうふうな対応というか、電話（対応）のマニュアルというか、そういうのをしときならんと、何か怪しいなみたいに思っちゃいなったらしくて、ちょっとその辺うまくしてもらえたらなと。急いどんなるのは分かる、急いどんなるのは分かるだけど。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

後からまた詳しい状況はお聞きしたいとは思いますが、今回の令和3年度枯れの対応としまして、これまでは基本的に高度公益の森林と地区保全森林の特伐しかしなかったのが、今回、枯れがひどいので、後年の被害を防ぐために、畑内の防風松とか、そういうところも枯れがあった場合には対応をさせていただきました。恐らくそのやり取りでないかなとは思いますが。前田委員さんがおっしゃられるとおり、住民さんに不安を与えるとか、何か不審がられるような対応っていうのは町の職員としていけないことなので、また確認はさせてもらいたと思います。そして、状況としましては、マンパワーが足りない中で、実は県内に応援を頼んで、たくさんの応援の森林組合さんに入っていました。ただ、地元との調整は町の職員しかいないという中で、ちょっとばえさせてもらいましたので、その辺で焦りがあったのかなというところはあります。去年だけの特別対策ということなので、今後はなかなかないのかなとは思いますが、松の対応だけでなく、ふだんの行政職員としてのやり取りの部分もあるかと思しますので、また後から状況を確認させてください。

○野田委員長

よろしいですか。

○前田委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。井川委員。

○井川委員

3点ほど伺います。まず1点、ふるさと館の関係です。今日の朝の町放送でもありましたけども、今月末まで町民の無料入館をずっとやっておられるということで、前回の行政報告だったと思いますけども、確認したときに、担当課長としては町民の方に多く来ていただきたいけども人数的に少なかったというのもあると。当然、コロナの関係があつてそうだったかもしれませんが、今現在の町民の方の入館者の状況っていうのはどうかなと思って、それが分かれば教えていただきたいなと。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

すみません。ちょっと数字押さえてないです。次回の、来週の行政報告のときに数字をお答えするというのでどうでしょうか。

○野田委員長

井川委員。

○井川委員

じゃあ、お願いします。できるだけ多くの方にふるさと館に来ていただきたいと思つてますので、先ほど言いましたが、町放送されましたけども、町民の方、町内勤務の方、多くの方に来ていただきたいなというふうに思います。

次なんですけども、ちょっとこれもまた別件なんですけども、この前のときに下水道審議会の答申書が出ておまして、議事録を見させていただきました。そのときに、1名の委員さんが、欠席といいますか辞退されてるということで、その委員さん、議事録を見ますと、1回目のときには出ておられます。2回目からは欠席されているということで、1回目のときにその委員さんに対して何かあったのかなって。それからもうずっと欠席されておられますので、差し支えなければ、話せる範囲でいいですけど、ちょっと状

況をお教えいただければと。

○手嶋課長

すみません、ちょっと言いにくいことなので、申し訳ないです。答弁はちょっと控えさせていただきます。個人の心情やいろいろなものに関わる内容になるものですから、公式な場で、御本人さんを特定して、その心情だったり内容だったりを伝えることは難しいなと思っております。申し訳ございません。

○井川委員

分かりました。せっかくの委員さん、前も言いましたけども、こういう大切な審議会ですので、本当だったらずっと出てきていただいて慎重審議していただきたいんですけども、1回目だけということでもちょっと気になりましたので、言わせていただきました。以上です。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

御欠席されてる委員さんには、これまでの委員会で協議された内容を全て、商工会を通じてお伝えさせていただいております。また、商工会さんからの推薦委員だったものですから、もし、この会に出られないということであれば別の方を立てていただいてもってということも含めて、商工会さんとも御相談させていただく中で、商工事業者さんとしての御意見というのを集約してお声いただけるような方法って取れませんかという事も御相談してきた経過がある中です。ただ、その委員さんが欠席だからといって、これがいい表現なのか分かりませんが、それを除外して議論を進めていくということがないようにしたいということで、前回の行政報告でも御報告させていただきましたが、その方には議事録も持っていき、どういう内容がその中で審議をされ、御意見があれば何日までにお答えくださいというようにも個別でさせていただきながら進めてきたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○野田委員長

よろしいですか。そのほかございませんか。秋山委員。

○秋山委員

下水道のことについては、この6月議会で出てくることはないんですよ。いろんなところで。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

そのとおりでございます。

○秋山委員

ということは、ここの常任委員会で許されればこの常任委員会だけで、次は9月議会か何かに取り上げられるっていう理解でいいですかね。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

時期を見て御提案を差し上げたときの議論ということになるかというふうに考えております。

○野田委員長

よろしいですか。秋山委員。

○秋山委員

今日の常任委員会で取り上げてもいいかどうかということを知りたいんですけども。

○野田委員長

いいですよ。何か質問か。

○秋山委員

幾つか質問はあるんですけども、どうなのかなと思って。

○野田委員長

そうしますと、休憩に入りたいと思います。再会は11時からにしましょうか。

(10:45~11:00) 【休 憩】

(11:00) 【松井上下水道室主任 入室】

○野田委員長

時間になりましたので再開したいと思います。秋山委員。

○秋山委員

毎年、一般会計から下水道会計に9億円弱ぐらい繰入れ、繰出しをしてますよね。一つまず、下水道会計の償還がピークでずっと続いている、その9億円弱ぐらい、10億円弱ぐらいのお金を持っていくことは、何年間ぐらい続くんですか。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

償還自体は、今年度がピークになってくるんですが、9億円ぐらいがマックスだとすると、それが8億8,000万円とか続きますけれども、そうしたものが、令和12年度では繰入額が4億4,000万円ぐらいになる見込みで推移していくだろうというふうに、今回の審議会の中でも想定した話となっております。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

下水道会計の地方債発行というか、返済っていうのは、元利均等償還か、元金均等償還か。公的などから借りていけば、以前（全員協議会）の質問で（回答された）元利均等償還だとしたら、同じ返済金額がずっと期限まで続くということだから、9億円弱、8億円ぐらいの分のピークがずっと続く、借入れ時期によって落ちていくものもあるけど、それが何年間かなというようなイメージを持ちたっくって聞いているんです。

○手嶋地域整備課長

松井に答えさせます。

○野田委員長

松井主任。

○松井上下水道室主任

元利均等償還で借りております。ピークが今年度あたりで来るというところなので、これまでは同じぐらいの額が継続していたんですが、この先徐々に減って行って、要は最初に借りたものや高かった金利のものがどんどん償還が終わっていくということで、年々下がっていく見込みになっていて、令和12年度には4億円ぐらいになるだろうというところで想定しております。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

もう一つ聞きたいんですけども、特別会計だった時代と、今（企業会計）の損益貸借対照表に変わっていったって、一般会計からこっちの下水道会計のほうに繰り入れたり、繰り出しする制限だとかは違いがあるんですか。会計の仕方によって違っていると、何かそういうこと言う人もあるし、それは関係ないんだよって言う人もあるんだけど、その辺どうなんですか。

○野田委員長

松井主任。

○松井上下水道室主任

繰入れの基準、一般会計側から見る繰り出し基準というのがあるんですけども、その算定の方式が、法非適と法適とで変わる……。

○秋山委員

もう一遍もう一遍。

○松井上下水道室主任

繰り出しの基準が法適用前と法適用後で考え方が変わって……。

○秋山委員

法適用と法適用前、はい、分かりました。

○松井上下水道室主任

その違いが現金、要は元利償還金をベースに見るのか、損益で見るといところでちょっと考え方が、要は減価償却をメインに見るのか元利償還金で見るといところで、法適用前は元利償還金をベースに考えた繰り出し基準になります。法適用後は利息に減価償却費をプラスしたところがメインで見るといような計算式になるので、その部分でちょっと繰り出し基準の計算が変わってきます。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

一般会計から持っていく基準に、何ていうかな、同じ質問みたいになっちゃうんですけども、制限を受けて、一般会計から持っていけないんだよとか、持っていけなくなるんだよっていうことではないんですよ。例えば下水道会計のほうに必要な資金、必要な現金があったときに、一般会計のほうから持っていくお金が制限を受けるということはないですよ。例えば議会で、使用料を抑えるために持っていくお金を、議会が反対しない限りは制限を受けることではないですよ。あるのかちょっと。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

その点については、今現在、副町長から（の指示で）企画財政課長に一応調査をしていただいております。ちょっとその結果を待ちたいとは思っておりますが、原則その制限をかけて持っていけなくするっていう制度にはなっていないというふうには理解しています。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

私自身も最初これを調べていったときに、会計の手法が変わったりすることによって、独立採算制を極端に求められたとしたら、一般会計から持っていくお金は、独立採算の精神から反するようになってくるから制限は受けるんだよと思ってたけども、何かいろいろ見てみると、持っていくお金は会計の手法が変わっただけで制限を受けることはな

くって、持っていくのは、要は議会の議決があるかないかだというふうに、今はだんだん理解しつつあるんだけど、これから副町長はじめとして企画財政課できちんと精査されるということだから、それを待てばいいのかなと思うんですけども、そういう考えでいいんですかね。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

それを待っていただいたらいいと思っています。議員おっしゃっておられるとおりなので、私からそれ以上は言いません。答えを待っていただいたらと思っています。

○野田委員長

秋山委員、よろしいですか。

○秋山委員

あとはちょっと小さいことになっていくので、また次の機会に、提案されるときにまた質問をさせていただきます。それから、資料というか、前回（全員協議会）質問した、経費回収率っていう話なんですけど、経費回収率はこの計算式でやるんですよっていうのは分かるんですけども、経費回収率が80%なら80%とすると、残り20%はどういうふうに理解すればいいか。目指すのは、独立採算制の考え方からいうと、経費回収率は100%が理想ですよという意味合いの数字、だから、80%だということは20%部分は使用料で賄えないから繰入れだとか、資本費か何か知らないけど、そっちからお金を持って来なければいけない率ですよっていう理解の仕方をすればいいのかっていうことをちょっと聞きたい。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

そのとおりでございます。

○秋山委員

そのとおりね。分かりました。

○野田委員長

よろしいですか。

○秋山委員

いいですよ、これでいいですよ。後のことはまた別にします。

○野田委員長

そのほかはございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

すみません。環境エネルギー課の方にちょっと質問なんですけど、地域で廃油回収されてますよね。

○杉本環境エネルギー課長

はい。

○蓑原委員

回収状況とか、以前は廃油を利用して燃料にとかっていう取組もあったように覚えているんですが、回収した後の利用状況を教えていただけますか。回収状況とか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

廃油につきましては、以前は北栄町の公用車等でBDFということで利用させていた

だいた部分もありますが、今は事業者に全てを回収していただいて、そこで利用していくという形での処理が行われてるということでもあります。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません。事業者が利用ってというのは、どういう利用でしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

また確認をさせていただければと思います。

○蓑原委員

よろしくをお願いします。

○野田委員長

そのほかございませんか。そうしますと、この後、陳情第5号について審議するんですけども、その前に、水田活用直接支払交付金について、まず、この委員の中でも非農家の方がおられるし、私も勉強してきたんですけど、かなり深い話で、国の交付金というのは。そこで、そんな詳しい説明はいいんですけど、変更点だけ清水課長にちょっと分かるように説明していただけたらと思いますが。清水課長。

○清水産業振興課長

失礼します。陳情に上がってるということで、陳情の26ページ、27ページを見ながら、僕もちょっと知識が浅いもので、変更点ほどしか分かんんですけども、この制度改正の大きくなっている部分、大きな課題となっている部分っていうのは、この水田活用直接支払交付金の交付条件としまして、5年間水張りがなかった場合は交付の対象外とするっていうところが、一番大きい部分でないかなということで見させていただいております。これはどういう背景があったのかっていうのを聞いてみたんですけども、国のほうの制度でして、農水省が行っている事業であります。これが今々出てきて変更という話ではなくて、以前から国では農水省に対して財務省のほうで、水田の有効活用であるのに、水張りをしてないところに水田活用直接支払交付金を払っていくのはどうかというようなことの圧力があったというふうなことは聞いております。そんな中で、今回の改正ということになっております。実際、この5年間水張りが行われない農地ということになるんですけども、転作をして、飼料用作物であったりとか園芸作物とかなんですかね、畑地として利用されとるのが5年以上続くと水張りがない状態ですから、この交付金の対象から除外されるということが一つの大きな課題であります。なら、北栄町はどうかということがありますが、北栄町では多くの水田がブロックローテーションを組んでおりまして、大体2年から3年でローテーションをするような水田の利用となっているので、すごく大きな影響がある地域では、全国的に見るとないというふうに考えています。それが、例えば地域柄によって、飼料用作物など継続的に水田を利用されているような、例えば琴浦町とかいうようなことがあるんですけども、そういうところはこの交付金が、5年間の水張りがないことによって受けられないということになるので、地域的には大きな問題ということで捉えられておるような状況であります。なら、この5年間の水張りをしないところがどこからカウントかということでもありますけども、今、令和4年ですけども、令和4年から制度改正が行われて、遡って5年間、今年から見て過去5年間水張りがなかったらもう駄目ですよっていう話ではなくて、令和4年度をスタートラインとして5年間、これから先5年間水張りがなかったら対象となりませんよという、いわゆる一つの経過措置みたいなのところも踏まえながら制度設計がされとるのではない

かなというふうには読んでおります。

今のところ、農家さんのほうからこれに対する声は直接産業振興課に上がってきてないところですし、先ほど申し上げた北栄町の地域柄、ブロックローテーションを定期的に行って水張りがある状態ですから、あまり声が上がってこないということがあるにしても、先ほど申し上げた、いわゆる経過措置期間の5年間の間で、全国から課題のある地域についてはいろいろな声が上がってくるものとは思っております。今の状況としてはざっくりこんな感じです。

○野田委員長

これについて、皆さん、質問とかありますか。いいですか。例えばその5年間水張りどうのこうのでなしに、要は、例えば牧草なんかでも、多年生牧草なんかの場合、毎年播種するわけでないもので、毎年播種せんと補助金を減らすというようなことになるとるんですけども、これが例えば5年間じゃなくて毎年播種しない、要は毎年種まきせんかったら減額するというような説明なんですけども、それを考えると、少ないかも分かんんですけども、北栄町内にも農家の方に影響出てくるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○井川副委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

おっしゃるとおりだと思います。一番大きな変更点ということで水張りのことは話をさせてもらったんですけども、なら、細かく見ていって影響があるかないかっていえば、今おっしゃられたようなことは出てこようかと思えます。

○井川副委員長

よろしいですか。

○野田委員長

いいです。そのほか。津川委員。

○津川委員

説明の中で、水張り（水稲作付）が行われなくてあるんですけど、いわゆる水張り転作とかっていうことは対象だったんだけど、それが対象外になるよっていう説明だったように思うんだけど、この陳情書は水稲作付ってなってるんだけど、これ、実態はどうなんですかね。ちょっと私の勘違いかもしれんけども。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

すみません、詳しくちょっと把握をしておりません。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

もう1点。4番の畑地化支援としての高収益の云々かんぬんていうのは、これは新たにできた変更点ということで理解していいんですか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

これもちょっと把握していないんですけども、何かその文言を見る限りでは、もともとあったんですかね。額が変わってきてる。すみません、詳しいことは、ちょっとすみません、分かりません。

- 野田委員長
津川委員、どうですか。
- 津川委員
調べます。
- 井川副委員長
野田委員。
- 野田委員長
実際北栄町、農業委員会からこのことについて、質問だとかそういった確認だとかそういう話は出ていませんか。
- 井川副委員長
清水課長。
- 清水産業振興課長
うちのほうにっていうことでよろしいですね、この団体から。団体からは直には問合せがあったりとか何かのアプローチがあったことはありません。
- 井川副委員長
野田委員。
- 野田委員長
中原局長、農業委員会のほうにはどうでしょうか。
- 井川副委員長
中原局長。
- 中原農業委員会事務局長
農業委員会のほうには、実際に農業委員さんであるとか農家さんのほうから声が上がっているということはありません。ただし、5月の終わりに農業委員会の会長が全国大会に行って各方面を回られた際にこういう話が出て、会長もいろいろ話を聞いてこられたというところは話を聞いているところです。
- 野田委員長
そのほかございませんか。井川委員。
- 井川副委員長
ちょっと私、1点だけ。特にこの水田活用直接払い交付金、実際問題になってくるのは、北栄町の再生協議会、いわゆる各種団体の方、酪農の方、それから地域の集落営農の方あると思うんですけども、そういう再生協議会においてこの見直しの話、多分出ておると思うんですけども、そのときにはこのことについて意見はなかったでしょうか。
- 野田委員長
清水課長。
- 清水産業振興課長
私の主催のほうでありますけども、これに対しての意見があったとは記憶しておりません。
- 井川副委員長
分かりました。
- 野田委員長
そのほかございませんか。ないようでしたら、以上で終わりたいと思います。
杉本課長。
- 杉本環境エネルギー課長
蓑原委員に御質問いただいたた廃油の件なんですけど、廃油は飼料メーカー、餌のメーカーに送られて、畜産の事業者へ飼料として提供されて、豚とか鶏の餌になってるとい

うことです。

○野田委員長

よろしいですか。蓑原委員。

○蓑原委員

回収率っていいですか、量的には分かっていますか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

量は、昨年度が1万677キロ、令和2年度、一昨年が1万427キロ、そんな感じです。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

直接の回収はどなたがされていますか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

クラエーさんが委託契約されてやっておられます。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

自分の地域では回収は自分の地域の方がやっておられるようなんですけど、それはクラエーからの委託っていいですか、依頼でされているっていうことになるのでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

状況がちょっとよくつかめないんですが、廃油の回収日がありまして、ごみ収集所でそこに置いといていただければ事業者が回収するというのが基本なので、それ以外のやり方っていうのはちょっと、何か別のことがっていうのはちょっとよく分かりません。

○蓑原委員

では、また後で。

○杉本環境エネルギー課長

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。以上で終わりたいと思います。御苦労さまでした。

(11:25) 【清水産業振興課長、松本観光交流課長、手嶋地域整備課長、杉本観光交流課長、中原農業委員会局長 松井上下水道室主任 退室】

4 審査事項

(1) 「陳情第5号」国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情

○野田委員長

そうしますと、続きまして、4番の審査事項に入りたいと思います。陳情第5号、国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情ということです。これについて、皆さんの意見を伺わせてください。井川委員。

○井川副委員長

私、これを読ませていただいて、この陳情の趣旨は大体分かるんですけども、ただ、確かにこの交付金というのは、食米の生産抑制のために転作推進をして国が助成を決めたんですけども、今現在、例えば水田で米を作っとるには補助金はないけども、例えば大豆とかそういうものを作っとると補助金がもらえるという、本来、私は水田は大体、米を作るためにあるもんだというふうな認識をいたしております。この水田の活用交付金というのはいろんな問題があって、これは見直しというのは必要であろうと思っていて、実際、これがこの交付金の制度の改正とかそういうのであれば、私は賛成をいたしますけども、今回の陳情は見直しを白紙撤回ということで、今までどおりの現行の制度を維持してほしいというような陳情になっていますので、賛成か反対かと言われれば、私はこの陳情には反対をいたします。ただ、この陳情の趣旨は十分理解できますので、趣旨採択ってというような格好であれば可としたいもんですけども、どちらかと言えば白紙撤回という文言については、私はこれは反対というのが今の意見です。以上です。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

今、井川委員が水田で米以外と言われましたけども、実際には、ここ3番に飼料米、飼料米も米なんですよね。これ、今、補助金が出とるわけです。これを複数年で契約しとったらもう対象外になるということなんで、実質このことに関しては、町内の水田営農者に関係がしてくるんですけども、その辺はどう思われますか。

○野田委員長

井川副委員長。

○井川副委員長

実際、飼料米を作っておられるということで、例えば先ほどもそういう生産組合、法人とかについても、再生協議会の委員さんになっておられる方が出ておられます。そういう方からもこの件に対して意見は出なかったということであれば、飼料用米を例えば5年間ずっと作られるのか、あるいはローテーションで、例えば3年に一回とか、そういうことで普通の食米に変えられるということがあるのかなというふうな私は認識をしております。というので問題はないのではないかなというふうに私は思います。

○井川副委員長

野田委員長。

○野田委員長

実際、北栄町、食用米はコシヒカリ、きぬむすめというのが大体多いんですけども、日本晴を飼料米として、昔は日本晴っていうのは食用米だったんですけども、今、飼料米として日本晴、これをかなり作っとられるんです、町内でも。というのが、やっぱり、御存じのように昨年、米の単価が下がりました。幾らか手助けをしていただいたですが、米価が安いわけです。生産組合さんなんか聞いても、食用米だけ作っても利益が出んど。飼料米は補助金があるので、安定して利益が計算できるということがあるということで、日本晴、飼料米を結構作ってるんですけど、やっぱり影響が出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどんなものでしょうか。井川委員。

○井川副委員長

当然、影響は出てくるものだと思いますけど、そうなれば、例えば、見直し撤回ということではなしに、私はこの交付金の見直しっていうことは当然するべきであろうと。今のままの補助金をそのままずっと続けていくというのではなしに、例えば飼料用米を必要とするならば、そういう飼料米に対する補助金というものもこの見直しで、農業者の意見を聞きながら、生産者の意見を聞きながら、やっていくべきであろうと。ただ単に

この陳情の、全くなしで今までどおりだよというものではなしに、やはり交付金の見直しをしていただくということを要請するというので、先ほどイエスかノーかと言えばノーと言いましたけども、この陳情の趣旨はわかりますので、やはりそういう見直しをしてくださいということであれば、私は十分これは認めるものでございます。以上です。

○野田委員長

そのほかの方。津川委員。

○津川委員

この陳情に対してはおおむね賛成という立場で発言しますが、まずもって一番大きな見直しに対しての反対理由は、やっぱり5年間の水張りが行われない農地は対象外とするという点です。町内の田んぼ事情っていうのは地域によって多少差はあるにしても、非常に排水の悪い田んぼ、米しか作れない、作りにくい圃場っていうのが大多数、私のところはそうなんですが、大多数っていうふうに言ってもいいと思います。その中で、飼料用米っていうのは、いわゆる同じ米ですから、そういう圃場でも作れるから転作目でもらって、多く作っておられるっていうのが現実だと思います。その中で、例えば大豆を作る、転作でブロックローテーションで大豆を作るっていうのはあるんですが、いかにその排水対策をするか、畝立てて水を切ってみたいなこと毎年するんですけど、去年の大雨で水没しちゃって仕事できなかった、また巻き直したみたいなのが続く中で、5年で一くりして絶対に田んぼ1回作らないといけんみたいなのは、これはちょっと、あまりにも無謀じゃないかということだと思います。それから、多年生牧草のこと、飼料用米の複数年加算っていうのも、それは一番今の本町にとっては痛いことです。そういう意味で、4番の分については新しい制度として、そういうところがあれば、畑地化してやるっていうのはいいと思いますけど。ほぼ賛成、この陳情書に対しては賛成ということで意見を言わせていただきます。以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。米農家、秋山委員、どうですか。

○秋山委員

すみません、よく分からないってことが多い中なんですけれども、この陳情は、今あるもののうち、この1から4までの部分について、今回見直しをされるけども、この部分は元に戻してくださいっていうふうに理解したらいいですよ。水田活用直接支払交付金という制度のうち、1から4までを今回見直してるんですけども、それをなくして、元の交付金の制度でやってくださいという意味合いですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）もともとこのところがね。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうしたときに、井川委員が言われたように見直しをしていくのはずっとこれからも必要だと思うけども、この1から4だけについて現行どおりのままにしておいてくれというのであれば、これから農家の意見、農業委員会の意見を聞きながら見直していくということで、一方的にこういうふうにはぽつんと出てくる見直しをやってくれっていうのは、やっぱり現行に置いて見直しを考えるっていうスタイルのほうが私はいいと思うので、この陳情の趣旨にはオーケーかなという気がしますけどね。

○野田委員長

蓑原委員、どうですか。

○蓑原委員

何か詳しくは分からないんですけども、私が感じたことは、最初に農家にも見直し案が通知されてきたっていうふうには書いてあるにもかかわらず、農業委員会なり役場のほうにその声が上がっていないっていうのがなぜかなって思います。こんなに制限がある状況で、本当に農業というのが守られていくんだろうかというふうな思いはありますの

で……。白紙撤回まではちょっと私どうかなと思います。見直しは必要だと思います。

○野田委員長

農業委員会あるいは役場に声が上がってないっていうことなんですけども、大きな生産組合とかは、やっぱりこういった情報は入ってるんです。ただ、個人農家、知らない方がほとんどです。そのために上がってこないわけです。だから、本来これを徹底してもっと分かるように国も説明しながらあれすればいいんですけども、一方的に令和3年、去年ですね、こういったことぼんと上げてきたもので生産組合が慌ててるんです。ただ、知らない農家の方は何のことだろうということしか分からんわけです。前田委員、どうですか。

○前田委員

読むと、この1番のところはちょっと、変な話、5年間作ってないのに交付って受けたのかなっていうのをまず思いますし。それを置いといても、北栄町、農業の町って言ってますし、あと、この間もテレビを見てたらアフリカは食料危機だっていうことで、戦争等で今後も食料危機が叫ばれる中で……。ここの意見書に書いてあるこれが本当かどうか分かんないですよ、農業現場とかには何の説明も調整も調査もないまま、本当でやったのかなっていうのは、そんなことないだろうなとは思いますが。やっぱり賛成する面もあれば、おかしいなっていう文面もあるんですけども、やっぱり農業の関係の見直し、内容的なところも含めると、いろんなことに関しては見直ししたり改訂したりっていうのは当たり前なことなんですけども、白紙まで求めていいのかっていうところがすごく悩んだんです。でも、内容的に言えば、もう白紙撤回、一度したらと自分は思いますので、この陳情には賛成をしたいなと思っております。

○野田委員長

今の前田委員言われた1番のことなんですけども、5年間水張りしない、何も作ってない。何も作ってないということできなしに、要は転作して、例えば牧草作ったり。牧草はやっぱり特殊な機械が要るみたいで、5年だ6年だではなくて、例えば生産計画を立てられて、例えば7年8年の計画を立てられて機械を購入したりされてるんですけども、要は5年間水を張らんわけです、5年以上。そういったところはもう助成しないしということなんで、さっき清水課長が言われたんですけども、北栄町には牧草作っているところそんなにはないんですけども、琴浦町なんかやっぱりすごいです、計画立てて。要は黒毛和牛とかたくさん飼っておられて、そういったものの牧草なんか、5年以上の計画を立ててやっておられるところもあるみたいで、実質そういったことが自分の身に起きてくるところは大慌てしとんなるんですけども、やっぱり北栄町、いま一つ、ぴんときてないのは事実だとは思いますが。そのほか。河本委員、意見をお願いします。

○河本委員

うちも10年以上耕作放棄水田があるんですけど、何か作ってくれる人とか欲しいっていう人がいたらぜひっていう感じなんですけど、この見直し案を見ると、何かこの案ではちょっと難しいのかななんて思ったりもするので、この案で、見直しの白紙撤回するっていうのについては僕は賛成です。以上です。

○野田委員長

分かりました。大体皆さんの意見が出ました。結論はどうしましょう。挙手をお願いしますかね。ということは、この陳情書に賛同するという方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

では、反対されるという方。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）何でしょうか。（「反対じゃない」と呼ぶ者あり）一応、不採択2名ということで。

委員会の意見。取りあえずたたき台つくってきたんですけど。これを削ったり肉盛り

してもらったら。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

文面の1行目の急激な見直しっていうのは、これは、急激なのかなと思うんですけども。

○野田委員長

下の2行に書いとりますように地域の意見や実情に十分配慮してとか、相談があつてとかなしに、令和3年、いきなりぽんと出てきたんです。それで急激とはしてるんですけども。取ってもいいです。要は、国は、保有米が増えてくれば、減反しなさい転作しなさいって言うてくるわけです。特に最近コロナで、食堂やレストランに行けない分、米の需要が減っちゃったもんですから、ものすごい余っちゃって、そういったことでまた減反、つい最近まで減反減反って言われて、要は栽培面積を減らしなさいというようなことを言うてたところが、ぽんとこれが出てきたわけです。急激を取っても別に。気になるようでしたら。そのほかの方、何か。津川委員。

○津川委員

委員長の提案を利用させていただいて、下の2行を活用しながら、意見としてちょっとやってみます。「今回の水田活用直接支払交付金の見直しは、地域の意見や実情を十分配慮せず、生産者の経営安定が望めないため」どうでしょうか。

○野田委員長

ちょっと復唱しますね。「今回の水田活用直接支払交付金の見直しは、地域の意見や実情に十分配慮せず、生産者の経営の安定が望めないため」ということですか。

○津川委員

「望まれ」じゃない、「望めない」。

○野田委員長

望めない。どうでしょう、皆さん。井川委員、どうでしょう。今の津川委員の。

○井川副委員長

それで私はいいと思います。

○野田委員長

河本委員は。今の津川委員の案について。

○河本委員

十分配慮せずですよ。

○野田委員長

いいですか。

○河本委員

オーケーです、大丈夫です。

○野田委員長

蓑原委員はどうですか。

○蓑原委員

委員長の文章のほうが分かりやすくいいと思っています。

○野田委員長

秋山委員。

○秋山委員

委員会の意見ですから端的に表したもののだけで。余計って言ったら語弊があるけど、いろいろつける必要はないから、結論だけ、津川委員の言われた文案でいいと思いますけど。

○野田委員長

前田委員、どうですか。よろしいですか。

○前田委員

短くていいです。

○野田委員長

では、津川委員の言われた。もう一回言いますね。「今回の水田活用直接支払交付金の見直しは、地域の意見や実情に十分配慮せず、生産者の経営の安定が望めないため」ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○野田委員長

では、それにします。次、ウ、措置。採択の場合ですね。意見書の提出はありでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）提出方法は、委員会提出でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上で、審査事項の4番を終わりたいと思います。

○津川委員

意見書の確認は。

○野田委員長

意見書の確認で4ページ。意見ないでしょうか。蓑原委員。

○蓑原委員

すみません。この4ページの分は、この白紙撤回という言葉が入ってるんですけど、ここをカットできるものですか。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

意見書を提出するのは、我々議会が国に対して意見書を提出するんで、この中身については委員会で決めて議会で決めたら、その意見書の文章はその文章が行くんで、ここで決めて採決して、採択されたら次の本会議で、また、この意見書どうですかという流れで。だから、意見書案で出されたものを全く100%採用しなければならないってことじゃないですよ。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

そうすると、私も白紙撤回という言葉が引っかかっていたので、ここをカットしていただけると、この意見書でいいと思いますが。それに関連して最後のほうも見直しを撤回するよって言葉があるので、その撤回も削除したらいいかなと思います。

○野田委員長

そのほか御意見ございませんか。井川委員。

○井川副委員長

私もずっと今まで言ってますとおり、やっぱり白紙撤回っていうのが私も一番気になるところでして、じゃあ、今までの直接交付金でいいのかっていったら、私はよくないと思います。やっぱりこれを見直してもらおうというので、見直しを求める意見書だったら私はこれを賛成できます。あとちょっと、委員長、もう一つ。確認してもらいたいの、この意見書の2行目の、「令和4年に入り、農業現場には何の説明も調査もないままに、農家に見直し案が通知された」と。本当にこれは何も説明がなかったのか、もうちょっと確認をしていただければなと思います。

○野田委員長

ないでしょう。

○井川副委員長

ないですか。

○野田委員長

私、米農家ですけどないですよ。どういったところに、説明が行ったのか。

○前田委員

不確定なところは省いちゃう、取っちゃえばいいです。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

正直言えば、農家さんこんなに何千万人とおられるのに、したかしてないかなんて調べようがないので、もしも不確定だっていうことだったら、今年に入りっていうところから全部削除しちゃえば、その一文を、いいんじゃないですか。「見直し案を提示されました」から「見直し案は」って言えば。僕もさっき意見で言わせていただいたですけど、本当でなかったのかなと、調べようも多分ないですし、全員にあるわけがないですし。なので、ここはなっという、調べようもないところは削除して意見書を出せばいいかなと思いますけども。もうここ、調べようもないので。

○野田委員長

今の前田委員の意見はどうでしょう。確かに調べようがないわけです。では、この2行目を取りますか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

それで、先ほどのあれですけども、撤回を取っちゃうっていうことは、ただ見直しを求める意見書になれば、ちょっとまた方向が変わってきちゃうんですけども。津川委員。

○津川委員

「白紙撤回」の「白紙」はカットして、見直しの撤回を求める。交付金の見直しってところがセットなんで、その撤回を求める意見書なんで。撤回を求めたらすぐそう変わるってもんじゃないので、撤回を求めるだけだったら。白紙っていうとすごい過激になるわけで。「白紙」だけを削除すれば、それでいいんじゃないでしょうか。

○野田委員長

「白紙」を削除して見直しの撤回を求める意見書っていうふうにして、それから、2行目を取って、ということ。

そのほかございませんか。河本委員。

○河本委員

見直しの中の見直し案の内容を撤回っていうことなので、見直し案とか見直しの中の内容を撤回なりっていう、この見直しという大きくくりで入れちゃうのがよろしくないのかと思ってますけど。例えば、何ていうんですかね、意味としては、国のこの見直しの中の以下の見直し案について……。何か言い回しが難しいですね。すみません。何かあまり言葉がうまく……。あれですね、見直しの撤回のほうをやっぱりすっきりするかもしれないですね。ごめんなさい。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

別のことでいいですかいね。

○野田委員長

はい。

○津川委員

本文の3行目、削った後の3行目、「われない農地は対象外とする、②」ってなってますけど、この点は要らんじゃないでしょうか、②の前の点。そうすると、次の行の減額するの点、③の前、次の行の④の前の点と、この3つは要らんように思うんですけど。どうでしょうか、事務局さん。

○大庭局長

要らないです

○野田委員長

秋山委員、どうですか。

○秋山委員

ちょっとごめんなさいね。いいんですけども、ちょっと何だか、今は見直し案が出されている段階なのか。見直し案が決まっている段階ではないのか。

○野田委員長

だから、見直しするって国は。

○秋山委員

見直しするって言ってるんでしょうか。するって言ってる段階。

○野田委員長

そうそう。

○秋山委員

するって言っている段階。決まったことではないか。決まったことか。

○井川副委員長

決まったじゃないですか。

○野田委員長

決まっただな。

○井川副委員長

それで、今年から5年間作付がないと補助金の対象になりませんよって。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

この文章には、見直し案が通知されたって書いてあって、案の通知なのかなと。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

令和3年11月に提示されて、令和4年の4月1日から運用されてるっていう理解だと思いますけど。今、委員長が資料持っておられるのは、そういうふうには書いてませんか。

○野田委員長

です。

○秋山委員

そしたら、今出す段階では、「見直し」は、「見直し案は」でしょうか。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

ですから、3行目の見出しを、「その見直し案は」にすれば、いわゆる令和3年11月に
出された見直し案のことを説明してるんで、「その」っていう言葉を入れてそれ以下の
文章生かせば通じるんじゃないでしょうか。それでまとめましょう。

○野田委員長

津川委員、ちょっとまとめて。

○津川委員

それでは、国の水田活用直接支払交付金の見直しの撤回を求める意見書。1行目があって2行目と3行目を削除。次に、その見直し案は、①②③④と書いて後は変わらずです。点は取ります。

○野田委員長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで。

5 協議事項

（1）令和4年度委員会視察について

○野田委員長

続きまして、5番、協議事項。令和4年度委員会視察について、ということで、裏面にありますように、ニセコ町と、それから下川町ということですが、2泊3日。この時期ですが、相手方にも確認を取らないといけませんけども、ある程度こちらで、いついつこの頃ということを持っていきたいので。津川委員。

○津川委員

今、6月議会最中ですので、9月議会までに行くというふうになると、時間的に無理があります。議会で派遣の議案を出したりしないといけません。だから、9月議会以降、12月議会まで。12月議会過ぎちゃうとまた視察っていうのは寒いと思います。

○野田委員長

10月ぐらい。

○津川委員

だから、9月末から11月いっぱいの間に行くしか、その時期しかもうなくなる。日程が取れないんじゃないかと思います。できたら何月の前半、後半、9月の末、10月の前半、中盤、後半みたいな、そういうことをある程度決めて打診していくということが大事な。

○野田委員長

そのほか御意見ございませんか。今、津川委員のほうは9月末から10月初めぐらいにかけてから11月いっぱいってことですが、あんまり遅くなっても、またあれでしょうし、向こうの都合もあるので、9月末から11月末までという格好でいきますか。前田委員。

○前田委員

津川委員が言われるとおりでと思う。早ければ早いほうがいいなとは思いますが、もう6月に議員派遣してっていても、もう相手方とやり取りができないので、どのみちちょっと無理なので、受け入れていただかないと、とにかくいけないので、相手側とちょっと交渉していただいて、あと相手方がここぐらいだったらいいですよってところで、北海道ってということになると11月末はちょっときついなと思うので、できれば9月、10月ぐらいで、9月末、10月中ぐらいで、一度、向こうのほうに打診していただけたらなと思いますが。

○野田委員長

どうでしょう。

○秋山委員

はい、それでいいです。

○井川副委員長

いいです。

○野田委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃあ、局長、9月末ぐらいから11月末までの間でなるべく早い時期にということで。折衝をお願いしたいと思います。

○大庭局長

はい、分かりました。

（2）閉会中の継続調査申し出について

○野田委員長

続きまして、(2)番、閉会中の継続調査申し出について、ということで。申し出をするのでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）申し出をする場合、調査内容は民生経済常任委員会の所管する事項ということで。

（3）その他

○野田委員長

次に(3)番、その他ということで。今、お配りしたのは、北栄町農業委員会との意見交換会ということで、大体昨年予定しかけたんですけども、何せコロナで無理じゃないかということで持ち越して、今年度はどうしてもやらないといけんと思いますんで、できれば早い時期、7月の初めぐらいに意見交換会を開きたいと思います。議題としてどういったことがいいのか、農業委員会さんのほうから提案してくださいということをやったんですけども、北栄町まちづくりビジョン及び北栄町農業振興基本計画、そういったことを議題に話してはどうかということをやろうから言ってきておられます。これ、日にちは決めちゃうか、今日。局長。

○大庭局長

日にちのほうは、7月の1週目、2週目あたりで、農業委員会のほうと何日か決めて、皆さんの都合のいい日をまた設定してっていう形で、私のほうで進めていきたいと思えます。

○野田委員長

一応こういうことでいきますので、あと日程等については大庭局長のほうにお任せしてという形で。蓑原委員。

○蓑原委員

私、農業に知識がないんですけど、こういう会に参加するっていうとき、何ていうかな、テーマがある程度決まれば予習していくんですけども、何かどういうふうな考え方で参加したらよろしいでしょうか。

○野田委員長

今まで非農家の委員もずっとやってきてますし、今回、はっきり議題が出とりますね、ここに、まちづくりビジョンと、それから、農業振興基本計画ということで、農業委員会さんのほうからこういったことについて話をしたいということですので、それについて事前に調査なり勉強をしていただいたらと思います。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

農家だけが農業のことを語るべきじゃないと思うんで、消費者目線だったり町民目線だったり、女性目線だったりっていう視点で農業をこう捉えてる、じゃあ、こうあった

らいいみたいな、まちづくりという視点からでもいいですし、どんな切り口でも自分のカラーを出されて意見を言われたらいいと思います。以上です。

○蓑原委員

ありがとうございます。

○野田委員長

よろしいですか。そのほか御意見はありますか。（別紙資料「北栄町農業振興に係る意見交換会の開催について」参照）意見交換会の4番その他で、3グループ程度に分かれて意見交換した後、全体で意見交換をしましょうかという方向でよろしいのでしょうか。それとも、グループ分けてまではいいということなんでしょうか。皆さんの意見はどうでしょう。よろしいですか。前田委員。

○前田委員

ちょっと3グループ程度というのが、ここ7人ですから、2、2、3になるでしょうけども、先ほどの蓑原委員からもありましたように、このメンバーの中でも農家、非農家をちょっと考えてグループをつくっていただきたいなど。先ほど議員目線でとかってありましたけども、やっぱり農業委員会さんのほうから、求められるのはもう少し……。何だいこのグループは非農家の議員しかおらんけ、議論が全然進まんがなっていることになってもあれなので、ある程度、ここのメンバーの中でも農業の方と農業じゃない方とで、うまく分けていただいといたほうが向こうの方もいいのかなと思うんですが。関係ない、それは議員だからって言われたらそれまでなんですけど、相手の方のこともあるかなと思います。

ちょっとごめんなさい。補足して言わせていただくと、僕、自分がちょうど議長だったときに、農業委員会の総会とかそれの前の（会）に出たときに、結構難しいことを質問をされて、やっぱり農業してないもんですから、本当答えれなくてちぐはぐして、逆に後から懇親会のときに農業委員会さんから、もうちょっと勉強もしてほしいっていうのもあるんですけど、あまりにもちょっと深く突っ込み過ぎちゃったなみたいなことも言われたので、できれば意見交換するとき、そういうメンバー構成考えていただいたほうがありがたいなと思います。

○野田委員長

確かにそうなんです。私は前回出てないですけど、何年か前に、議会と農業委員会とそういった意見交換会ってあったんですかね。（「あった」と呼ぶ者あり）何かそのときに出とられた方から、非農家か知らんけど議員は何にも知らんっていうのを私は聞いたものでね。非農家の方に農業のこと言っても分からんけども、それこそ前もって、これこれについて意見交換会したいっていうことだったら、議員もそれについては勉強していきますよということは言ったんですけども。そういったことで、今、前田委員から言われたように、実際に農家、非農家。私も農家でないんであんまりよう知らんもので、2グループぐらいでいいでないかとは思いますが、なるべく多く人数がおったほうが……。ここをじゃあ2グループということにして、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、次の……。

【杉本環境エネルギー課長 入室】

○大庭局長

杉本課長が、訂正があるということで来ておられます。

6 その他

○野田委員長

ちょっと待ってよ。じゃあ、6番の大きなその他、何か事務局のほうからでも。

○大庭局長

ちょうど来ておりますけども、環境エネルギー課のほうから、B&Gの海洋センターのバイオマスボイラーがちょうど稼働したということで、ぜひ議員の皆さんに見学していただきたいということがありました。それで、6月16日の質疑の日、本会議終了後に現場のほうに行ってみていただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。公用車も準備してありますが、現地解散ということにしますので、各自車に乗っていただいても結構です。公用車に乗っていきたい方は言っていただいたら、事務局と一緒にいただこうと思います。以上です。

○野田委員長

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかもうないですね。

○大庭局長

はい。

○野田委員長

では、以上で終わります。杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

すみません、お時間いただきありがとうございます。先ほどの廃油の関係で、ちょっと私が言い間違いをしておりますので訂正させていただきます。まず、クラエーと言ったのは倉吉環境でした、すみません、勘違いです、申し訳ありません。それと、先ほど蓑原委員が言われた意味が分かりました。それは、シルバー人材センターが収集運搬をして、それを倉吉環境に持って行って処理をすると。シルバーの方が収集運搬されてるので、先ほど蓑原委員がおっしゃったような状況があるという意味で御理解いただければということで確認できました。すみません、ざっくりで回答してしまって、誤りがあって申し訳ありませんでした。

○野田委員長

よろしいですか。

7 閉会 (12:08)

○野田委員長

以上で終わりたいと思います。御苦労さまでした。